

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第800号)

平成22年11月26日

横 情 審 答 申 第 800 号

平 成 22 年 11 月 26 日

横 浜 市 長 林 文 子 様

横 浜 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会

会 長 三 辺 夏 雄

横 浜 市 の 保 有 す る 情 報 の 公 開 に 関 す る 条 例 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ く 諮 問 に つ い て (答 申)

平 成 22 年 5 月 17 日 総 法 第 193 号 に よ る 次 の 諮 問 に つ い て 、 別 紙 の と お り 答 申 し ま す 。

「 横 浜 市 庁 舎 駐 車 場 条 例 の 制 定 に つ い て (平 成 21 年 第 1 回 市 会 定 例 会 提 出 議 案)
(平 成 20 年 度 市 地 施 第 457 号) の う ち 起 案 用 紙 、 条 例 案 並 び に 添 付 資 料 (1) 及 び (2) 」
及 び 「 区 庁 舎 駐 車 場 等 の あ り 方 検 討 に つ い て 」 の 開 示 決 定 に 対 す る 異 議 申 立 て に つ い
て の 諮 問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「横浜市庁舎駐車場条例の制定について（平成21年第1回市会定例会提出議案）（平成20年度市地施第457号）のうち起案用紙、条例案並びに添付資料(1)及び(2)」及び「区庁舎駐車場等のあり方検討について」を特定し、開示した決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「横浜市庁舎駐車場条例制定に至る、所管課から法制課に提供された文書・資料のすべて」及び「条例案制定に至る協議した文書・資料のすべて」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成22年3月23日付で「横浜市庁舎駐車場条例の制定について（平成21年第1回市会定例会提出議案）（平成20年度市地施第457号）のうち起案用紙、条例案並びに添付資料(1)及び(2)」（以下「文書1」という。）及び「区庁舎駐車場等のあり方検討について」（以下「文書2」という。以下文書1及び文書2を総称して「本件申立文書」という。）を特定して行った開示決定（以下「本件処分」という。）について、本件申立文書に加え、さらに行政文書を特定し、開示を求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が本件請求に対し本件申立文書を特定し、本件処分を行った理由は、次のように要約される。

(1) 横浜市庁舎駐車場条例（平成21年3月横浜市条例第16号。以下「駐車場条例」という。）については、駐車場条例に係る事務を分掌する市民局区政支援部地域施設課（審査当時は市民活力推進局区政支援部地域施設課。以下「地域施設課」という。）が起案した駐車場条例に係る起案文書が総務局総務部法制課（審査当時は行政運営調整局総務部法制課。以下「法制課」という。）に合議されている。また、当該起案文書が合議される以前に事前の相談を地域施設課の担当職員から法制課の審査担当職員（以下「審査担当職員」という。）が受けており、この際に審査担当職員は、駐車場条例に係る資料等を取得しているが、当該資料等については、本件申立文書を除き、審査の完了後に廃棄している。本件申立文書が、審査完了後も廃

棄されずに、引き続き保有されていたのは、駐車場条例が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定による公の施設の設置及びその管理に関する事項を定めた条例に該当するものであり、今後、本市において公の施設を新設するに当たり同趣旨の条例を制定する場合において、自己の審査事務を遂行する上で参考になり得るものと審査担当職員が判断したことによるものである。

(2) 異議申立人（以下「申立人」という。）は異議申立書において、本件申立文書以外に 地域施設課、市民局総務部総務課（審査当時は市民活力推進局総務部総務課）、共創推進事業本部共創推進課、総務局財政部財政課（審査当時は行政運営調整局財政部財政課）及び総務局総務部総務課（審査当時は行政運営調整局総務部総務課）の各課から法制課に提出された文書、メモ、資料等、法制課内で討議した資料、文書、メモ、（庁舎駐車場の30分までごとの利用料金の上限額について）300円が妥当とした文書等、（庁舎駐車場の）有料化を妥当とした討議の文書、資料、メモ等が存在していると主張している。

これらについて、 は、地域施設課から提供された資料等については、本件申立文書を除き、いずれも廃棄しており、その他の課については地域施設課起案の駐車場条例に係る起案文書が当該課に合議されているだけで、それぞれの課から法制課に資料等の提出はなされていない。 は、法制課内で駐車場条例について討議をしていないので、その資料等は作成していない。 は、文書1のうち添付資料(1)だけであり、当該資料以外の文書等は作成し、又は取得していない。 は、現に保有しているものは本件申立文書のみである。

以上のとおり、本件申立文書以外に申立人が存在していると主張する行政文書は、作成し、若しくは取得しておらず、又は廃棄されているため、保有していない。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、開示文書以外の文書を全て開示せよ。
- (2) 開示決定で公開された文書以外に、地域施設課、共創推進課、財政課、総務課の各課から法制課に提出された文書、メモ、資料などがあるはずである。また、法制課内で討議した資料、文書、メモがあるはずである。さらに、300円が妥当とした文書等、有料化を妥当とした討議した文書、資料、メモなどがあるはずである。

5 審査会の判断

(1) 条例の審査に係る事務について

ア 横浜市では、横浜市長から横浜市会に提出する条例の制定手続について、通常、当該条例に係る事務を分掌する課等（以下「所管課」という。）が当該条例の案文を作成し、これに関連する資料を添付して起案文書として作成の上、関係部署の合議を経て横浜市長までの決裁を得た後、横浜市会に当該条例案を提出している。当該条例案が横浜市会において議決されると、当該条例を公布することとなる。法制課は、横浜市事務分掌条例（昭和26年10月横浜市条例第44号）及び横浜市事務分掌規則（昭和27年10月横浜市規則第68号）に基づき、条例の審査に係る事務を実施していることから、上記関係部署として条例案に係る起案文書の合議先となり、審査担当職員は、当該起案文書を審査している。

イ なお、実施機関によると条例案の内容によっては、所管課が条例案を作成する前に法制課に事前の相談がなされる場合があるが、この場合には相談の内容に応じ、所管課から相談に必要となる資料が法制課に提供されるときがある。また、法制課が審査に当たって利用した資料等については、起案文書及び当該文書につづられている添付資料を除き、いずれも保存しなければならない文書には該当しないため、審査の完了後に、随時廃棄しているが、当該資料等が今後の自己の審査事務を遂行する上で有益なものと考えられるものについては、個々の審査担当職員の判断により引き続き保有される場合があるとのことである。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、駐車場条例について審査担当職員が保有していた、当該条例に係る事務を分掌する地域施設課が起案し法制課に合議した起案文書の一部の写し及び当該起案文書が合議される以前に事前の相談を地域施設課の担当職員から審査担当職員が受けた際に取得した当該条例に係る資料である。

ア 文書1は、駐車場条例に係る事務を分掌する地域施設課から法制課に合議された起案文書の一部の写しで、法制課での審査の際に審査担当職員が当該起案文書のうち、起案用紙、条例案並びに添付資料(1)及び添付資料(2)の写しをとったものである。添付資料(1)は平成20年12月1日の都市経営執行会議資料であり、添付資料(2)は駐車場条例に係る駐車場の施設概要である。

イ 文書2は、駐車場条例の審査のための参考資料として地域施設課から法制課

に提供された文書である。当該文書には、横浜市内18区役所庁舎の来庁者駐車場整備状況、区庁舎駐車場等における課題、来庁者・駐車場利用者への駐車場利用に関するアンケート調査、区庁舎駐車場等あり方懇談会などの事項が記載されている。

(3) 本件申立文書以外の不存在について

ア 申立人は、本件申立文書以外にも「地域施設課、共創推進課、財政課、総務課の各課から法制課に提出された文書、メモ、資料などがあるはずである。また、法制課内で討議した資料、文書、メモ、さらに、300円が妥当とした文書等、有料化を妥当とした討議した文書、資料、メモなどがあるはずである。」と主張している。

イ 実施機関は、本件申立文書以外の地域施設課から提出された資料等は廃棄済みであると主張しているため、当審査会では、平成22年9月28日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 法制課は、条例制定についての所管課の起案文書の合議先であり、基本的には回議された際に審査をする部署である。審査担当職員が審査をし、係長、課長と決裁していくが、本件については、その過程において法制課が作成した書類は存在しなかった。

(イ) 起案文書等の原本は、所管課で保管するものであり、起案文書の写しは通常行政文書には該当しない。本件処分は、審査担当職員が保有していた所管課から回議された起案文書等の写しを職務上取得した組織共用性を有する行政文書として認定して開示したものである。

(ウ) 所管課は条例案の起案を行う前に、事前に法制課に相談するとともにそれに関する資料の提供を行う場合がある。このような資料（以下「所管課から提出された資料」という。）は、審査担当職員が審査に活用するためのものであり、事務処理上不要になれば、審査担当職員の判断で随時廃棄している。

所管課と法制課は電子メールでのやりとりをすることもあるが、所管課から提出された資料同様、随時廃棄している。

(エ) また、法制課では、条例の制定案の形式などの技術的な審査のほか、所管課が起案する前の相談を受けたときに、他の法令等に抵触することがないかについての確認も行っている。

本件は、庁舎駐車場に係る条例であるが、例えば駐車場料金については駐車場法（昭和32年法律第106号）第6条において、「不当な差別的取扱をするものでないこと。」、「附近の路外駐車場の駐車料金に比して著しく均衡を失しないものであること。」とされているため、そのような観点からの検証を行っているかどうかについての確認を口頭で行っており、文書で回答するようなことは行っていない。

(オ) なお、法制課では、年間150本近くの条例案についての審査を行っている。それに関するすべての審査の資料等を保有するということは、保管場所の問題もあり、不可能であるし、現実に行っていない。

イ 当審査会は以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 本件申立文書は、審査担当職員が個人で保有していたものではあるが、実施機関は組織共用性を認めて、行政文書として特定のうえ開示決定している。また、実施機関は、所管課である地域施設課から提出された本件申立文書以外の資料等については、審査完了後に全て廃棄済みであると説明している。

(イ) 本件申立文書以外の地域施設課から提出された資料等については、審査担当職員が審査に活用するため取得したものであり、取得に至る状況から、平成20年度行政文書分類表の「会議等で受領した資料」に該当するとしても、その保存期間は1年未満とされている。

また、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号）第13条第2項では、「・・・保存期間が1年未満の行政文書の廃棄については、事務処理上不要となった時点で行うものとする。」と規定されている。

このため、条例案の審査完了後、事務処理上不要になったと審査担当職員が判断した時点で本件申立文書以外の地域施設課から提出された資料等を廃棄したという実施機関の説明に不自然な点は認められない。

(ウ) また、駐車場条例案の審査の過程で法制課が行政文書を作成し、保有していることや所管課である地域施設課以外の部署から行政文書を取得し、保有していることを推認させる事情も見受けられない。

(エ) 以上のことから、本件申立文書以外の行政文書は存在しないとする実施機関の説明は首肯できる。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件請求に対し、本件申立文書を特定し、開示した決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋 良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成22年5月17日	・実施機関から諮問書及び処分理由説明書を受理
平成22年5月19日 (第171回第二部会) 平成22年5月21日 (第102回第三部会) 平成22年5月27日 (第167回第一部会)	・諮問の報告
平成22年8月27日 (第175回第二部会)	・審議
平成22年9月7日 (第176回第二部会)	・審議
平成22年9月28日 (第177回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成22年10月8日 (第178回第二部会)	・審議
平成22年11月12日 (第180回第二部会)	・審議